

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 平成25年6月7日 兵庫県知事 殿 提出者 住 所 高砂市荒井町新浜2丁目1番1号 氏 名 三菱重工株式会社 高砂製作所長 六山 亮昌 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 079-445-6157 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三菱重工業株式会社 高砂製作所
事業場の所在地	高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2512 蒸気機関、タービン、水力タービン製造業
②事業の規模	製品売上高 41196500万円
③従業員数	平成26年4月現在 914名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物の発生はあらゆる工程で発生しており概略については別紙に示す。 【別紙2-1】生産工程図 【別紙2-2】廃棄物処理フロー図

(日本工業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## ① 境保全に係る組織

高砂製作所主幹部員を委員長とする環境保全委員会を組織し、環境に関する事項の協議の場としている他、特定の事項などについては、環境問題検討専門部会を都度設置し、その解決、改善策の立案検討を実施している。

## ②管理体制図

【別紙1】のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	【別紙3】のとおり
	排 出 量	t                      t
	（これまでに実施した取組） 埋立て処分の委託を取止め、燃料化、原材料化等が可能な中間処理業者と委託契約を締結し、減量化を行っている ＊廃石綿については管理型埋立て処分＊	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	【別紙3】のとおり
	排 出 量	t                      t
	（今後実施する予定の取組） 現状の中間処理業者への委託を継続していくが、更に優れた処理方法がないか調査を行うこととし、特に地球温暖化問題等、環境負荷の少ない処理方法への変更も視野に入れ、検討を行う。 ＊廃石綿については管理型埋立て処分＊	

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 工場内の保管場所において、特別管理産業廃棄物である、廃酸、廃アルカリ、廃油、感染性廃棄物について、エリアを設け保管している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状どおり分別を実施して行く。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	<b>【前年度（                      年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし ・自ら再生利用した産業廃棄物はない。従って実績量なし。		
	<b>【目標】</b>		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし ・自ら再生利用する予定は現在のところなく、従って計画量なし。		
	<b>【前年度（                      年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
①現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし ・自らの中間処理はない。従って、実績量なし。		
	<b>【目標】</b>		
	②計画	特別管理産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組) ・特になし ・自ら中間処理は実施していない。従って計画量なし。			
<b>【前年度（                      年度）実績】</b>			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組) ・特になし ・自らの中間処理はない。従って、実績量なし。			
<b>【目標】</b>			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組) ・特になし ・自ら中間処理は実施していない。従って計画量なし。			

(第4面)

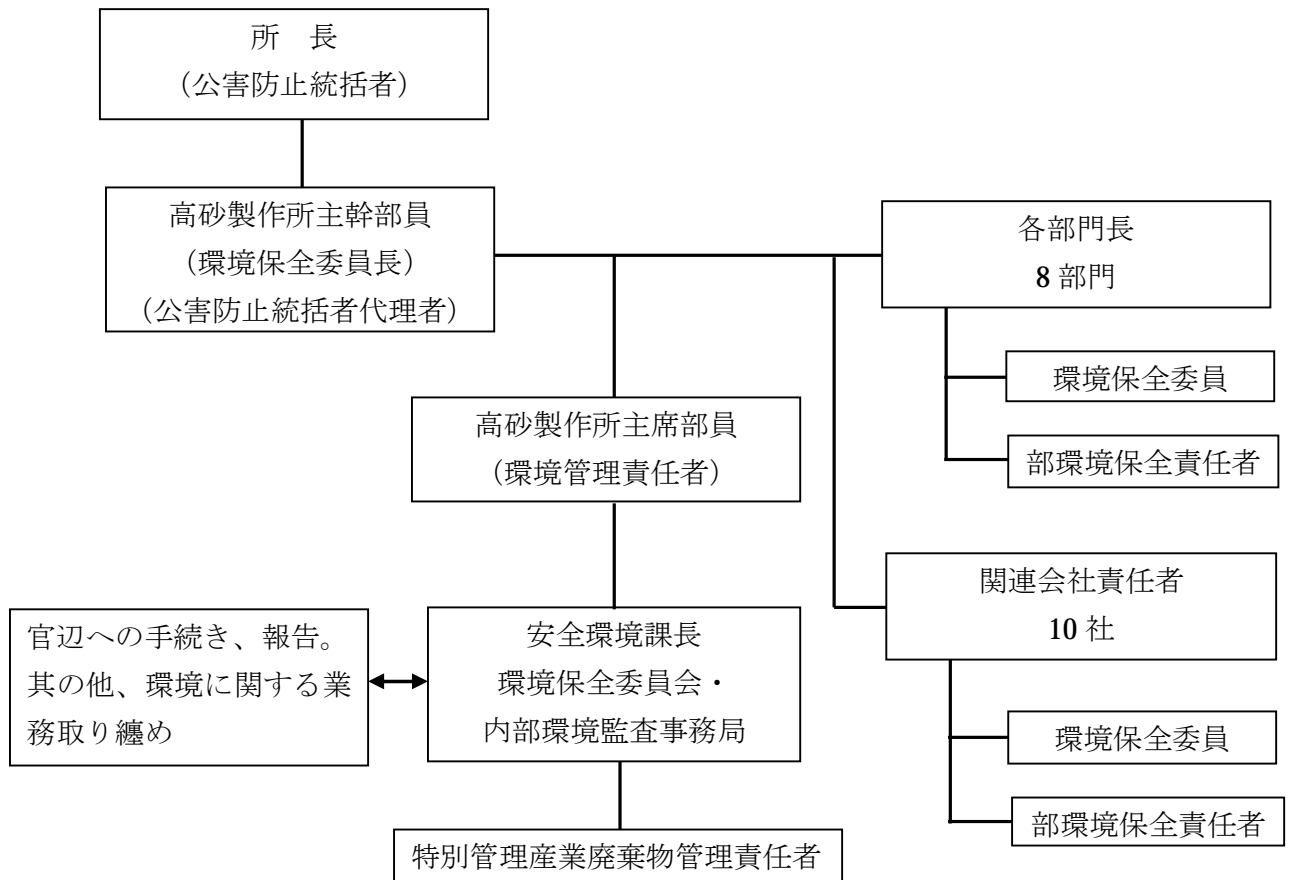
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし ・自ら埋立て処分は実施していない。従って、実績量なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし ・自ら埋立て処分は今後も実施しない。従って、計画量なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	【別紙3】のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 燃料化、原材料化等が可能な中間処理業者と委託契約を締結し、減量化、リサイクルを行っている。 * 廃石綿は管理型埋立て処分*		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	【別紙3】のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も減量化、リサイクル可能な業者への委託を継続していく。 * 廃石綿は管理型埋立て処分*			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(管理体制図)



\*環境全委員長、環境管理責任者等の名称は、ISO14001環境マネジメントシステムによる環境管理を実施する上での呼称である。

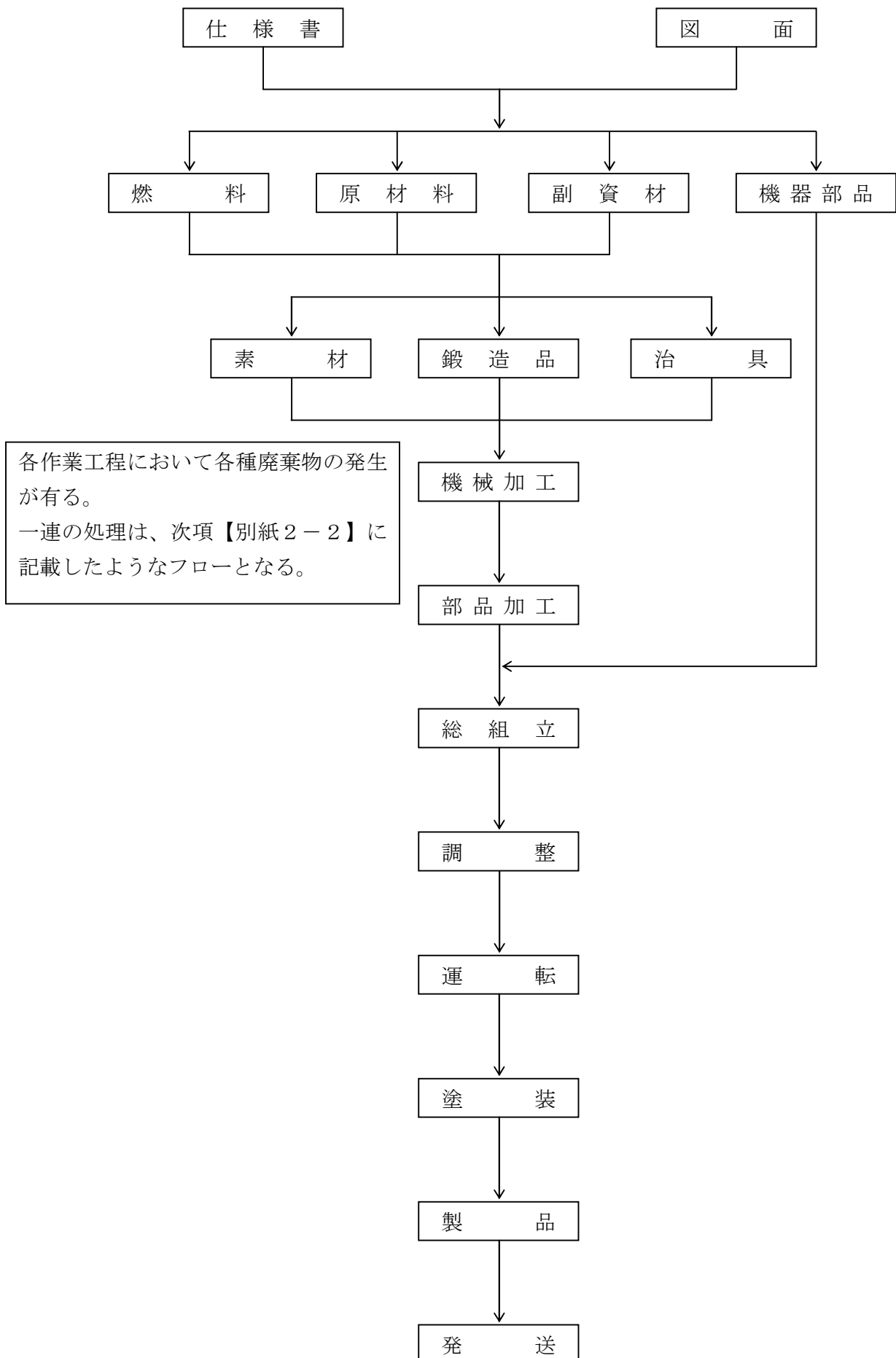
\*職務分担

安全環境課（環境法令全般に亘る取り纏め部署）

- ・廃棄物処理委託に係る契約手続き、引渡し、委託業者の処理状況確認
- ・廃棄物処理計画の策定、各部門間の調整、指示
- ・官辺への報告、手続き
- ・関係法令の周知、教育等の実施

各部門

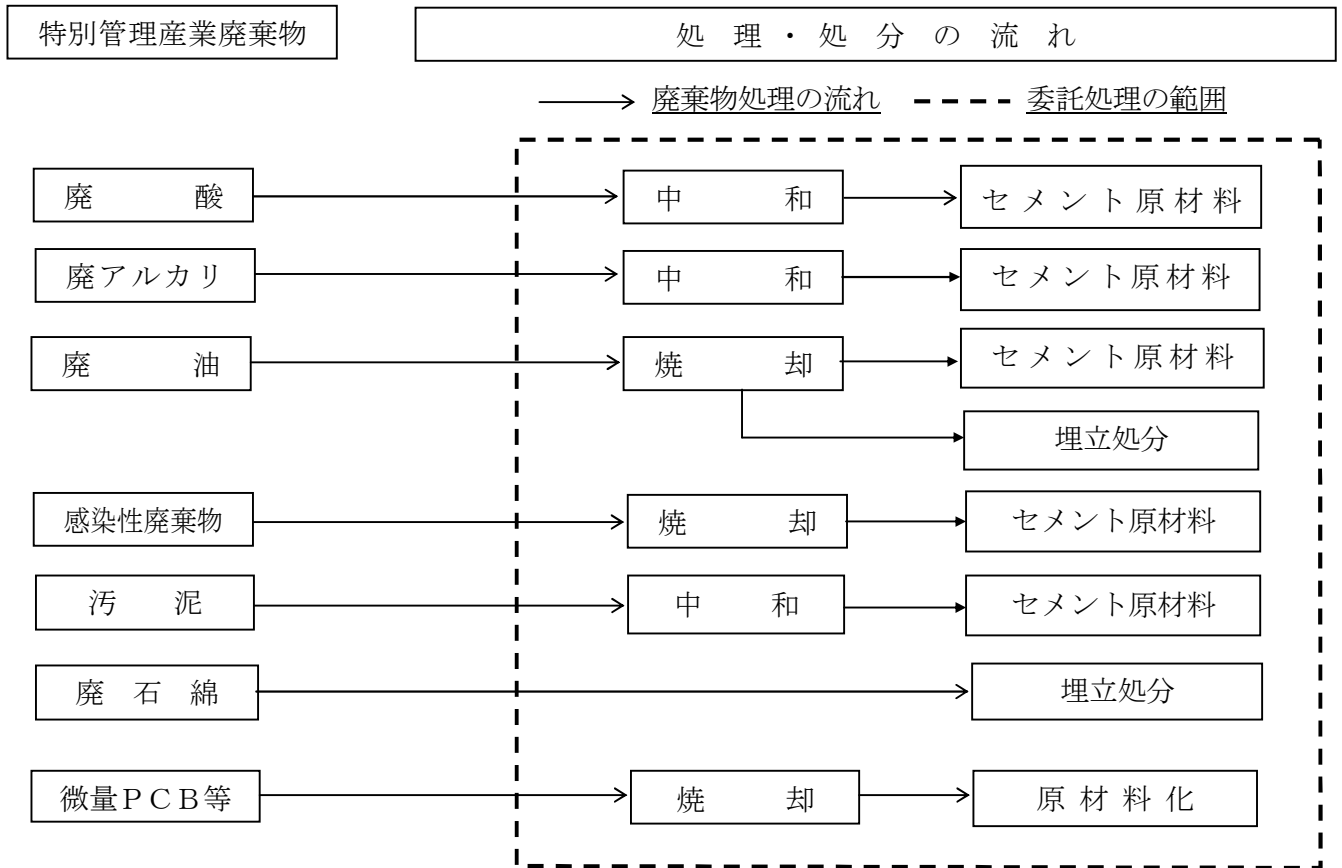
- ・廃棄物の分別、所内保管場所への運搬
- ・安全環境課からの指示、依頼事項について配下への周知

工場全体の生産工程図



### 廃棄物処理フロー図（現状）

- ① 発生源 廃棄物の種類は多岐にわたっており、一部を除いて特定の廃棄物が特定の工程のみで発生するのではなく、あらゆる工程で廃棄物の発生がある。
- ② 処理フロー 概略以下のとおりである。



### 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状 前年度（平成25年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ
排出量（t）	1	0.8	2	708.5	143.3

特別管理産業 廃棄物の種類	微量PCB等	廃石綿			
排出量（t）	0	0.2			

計画 目 標

目標値は原単位で設定（平成24年度実績の原単位あたり1%低減）

平成25年度実績：1.799（平成25年度目標値2.021）

平成26年度目標：1.781

原単位＝（廃棄物発生量÷省エネ法対応用換算単位）

### 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現状 前年度（平成25年度）実績：【廃石綿以外、再生利用業者への処理委託量に該当】

特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ
排出量（t）	1	0.8	2	708.5	143.3

特別管理産業 廃棄物の種類	微量PCB等	廃石綿			
排出量（t）	0	0.2			

計画 目 標

特別管理産業廃棄物の種類	上記前年度実績の廃棄物
全処理委託量	26年度に発生する特別管理産業廃棄物の全量
優良認定処理事業者への 処理委託量	854 t
再生利用業者への 処理委託量	優良認定処理事業者への委託量以外の全量
認定熱回収事業者への 処理委託量	0 t
認定熱回収事業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t